

指定相当通所型サービス  
利用契約書

霧島荘デイサービスセンター

社会福祉法人  
宮崎県社会福祉事業団

## 目 次

第1章 総則		
第1条 契約の目的		2
第2条 契約期間と更新		2
第2章 サービスの利用		
第3条 サービス計画の作成・変更		2
第4条 サービスの内容及びその提供		2
第3章 事業者の義務		
第5条 事業者及び従事者の義務		3
第6条 緊急時の対応		3
第7条 居宅介護支援事業者との連携		3
第8条 秘密保持・個人情報の保護		3
第4章 損害賠償		
第9条 賠償責任		4
第5章 サービス利用料金の支払い		
第10条 利用者負担金及びその変更		4
第11条 負担金の支払い方法		4
第12条 負担金の滞納		5
第6章 契約の終了		
第13条 契約の満了		5
第14条 契約者の解約権		5
第15条 事業者の解約権		6
第16条 精算		6
第17条 契約終了時の援助		6
第7章 その他		
第18条 苦情処理		6
第19条 代理人		6
第20条 契約外事項		7
第21条 協議事項		7

\_\_\_\_\_（以下「契約者」という。）と社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホーム霧島荘デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される指定相当通所型サービス（以下「通所介護」という。）を利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第1章 総則

### 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう「通所介護」を提供します。

### 第2条（契約期間と更新）

この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

- 2 上記契約期間満了日までに契約者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

## 第2章 サービスの利用

### 第3条（サービス計画の作成・変更）

事業者は、契約者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防サービス計画（ケアプラン）に沿って通所サービス介護計画または総合事業通所介護計画（以下「計画書」という。）を作成します。

- 2 事業者は、契約者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、「通所介護」の目標を設定し、「計画書」に基づきサービスを計画的に行います。
- 3 事業者は、契約者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が介護予防サービス計画の範囲内で可能なときは、速やかに「計画書」の変更等の対応を行います。
- 4 事業者は、「計画書」の作成及び変更に当たっては、その内容を契約者及びその家族に対し、説明し同意を得て交付します。

### 第4条（サービス内容及びその提供）

契約者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下「説明書」という。）に定めたとおりです。

- 2 事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき、契約者及びその家族に説明し、書面による同意を得て交付します。
- 3 事業者は、「計画書」に基づき契約者の機能訓練及び契約者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。

- 4 事業者は、常に契約者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを契約者の希望に沿って適切に提供します。
- 5 事業者は、サービスの提供記録を本契約終了後2年間保管し、契約者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

### 第3章 事業者の義務

#### 第5条（事業者及び従事者の義務）

事業者及び従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

#### 第6条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、契約者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなどの措置を講じます。

#### 第7条（介護予防支援事業者との連携）

事業者は、サービス提供に当たり、介護予防支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

- 2 事業者は、契約者が「計画書」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに介護予防支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

#### 第8条（秘密保持・個人情報の保護）

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、本契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は以下の場合に限り、契約者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
  - 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、契約者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
  - 二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
  - 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、契約者が体調等を崩し又は怪我等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
  - 四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
  - 五 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合
- 3 契約者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

## 第4章 損害賠償

### 第9条（賠償責任）

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、契約者に故意又は過失が認められ、かつ契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - (2) 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
  - (4) 契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

## 第5章 サービス利用料金の支払い

### 第10条（利用者負担金及びその変更）

契約者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は契約者に事前に説明します。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、契約者の同意を得ます。
- 4 事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、契約者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

### 第11条（負担金の支払い方法）

サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則として負担割合証に応じたサービス費の負担額をお支払いいただきます。ただし、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画が作成されていない場合は、償還払いとしてサービス利用料金を一旦全額支払うものとします。（要支援認定後又は介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。）

- 2 保険料の滞納などにより、サービス費の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 事業者は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月末までに契約者に請求し、契約者は、次の方法により支払います。
  - (1) 現金による支払い
  - (2) 当事業所指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する。）

#### 第12条（負担金の滞納）

契約者が正当な理由なく利用者負担金を2か月以上滞納した場合には、事業者は文書により1か月以上の期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、事業者は介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者と協議し、契約者の日常生活を維持する見地から介護予防サービス計画変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することにより本契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

## 第6章 契約の終了

#### 第13条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 契約者の要支援認定区分が、自立（非該当）及び要介護と認定されたとき
- (2) 契約者が死亡したとき
- (3) 第11条、第12条又は第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

#### 第14条（契約者の解約権）

契約者は事業者に対して、契約満了希望日の営業日1週間前までに通知することにより、本契約を解約することができます。なお、この場合事業者は契約者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、契約者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちに本契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、契約者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき

- (2) 事業者が、契約者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

#### 第15条（事業者の解約権）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第11条による場合
- (3) 契約者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第16条（精算）

第12条により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

#### 第17条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ介護予防支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、契約者に対して必要な援助を行います。

## 第7章 その他

#### 第18条（苦情処理）

事業者は、契約者又はその家族からの通所介護等に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、契約者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 契約者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

#### 第19条（代理人）

契約者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対しその権限を証する書面を提示して、これを行うこととします。

第20条（契約外事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第21条（協議事項）

本契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

<事業者>

事業者名 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団

事業者住所 宮崎市原町2番22号

代表者職・氏名 理事長 蔵屋貴浩 印

<契約者>

ご住所 〒 \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 印

<契約者代理人（選任した場合）>

ご住所 〒 \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 印